4. 石油ガス譲与税

譲与団体		譲りの	基 準 等		譲与の時期等				
[譲与義務者]			_ , ,		[譲与税の使途]				
都 道 府 県	1. 石油ガス税は、自	6月:前年度3月~5月							
及び	より課税するものとす	収入分							
指 定 市									
		区 分		税率	11月:6月~10月収入分				
	石油ガス1キログラム	につき		17円50銭					
[国]									
	2. 石油ガス譲与税は	3月:11月~2月収入分							
	府県及び指定市に対して譲与する。								
	3. 石油ガス譲与税の	[制限なし]							
	及び都道府県道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して譲与する。 平成20年度までは、道路に関								
	する費用に充てる								
区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年月	要成29年度				

区		分 平成25年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
			千円	千円	千円	千円	千円
決	算	額	91,176	82,429	82,663	74,942	68,604

5. 自動車重量讓与税

譲与団体 [譲与義務者]		譲 与	の基	準 等			譲与の時期等 [譲与税の使途]	
市町村	1. 自動車重量税は、次の税率により課税するものとする。(乗用車・軽自動車)						6月:前年度2月~4月	
	〈自家用車〉						収入分	
[国]	区	分	本則 ※1	13年未満	13年超	18年超 ※2	11月:5月~9月収入分	
	乗用自動車	自重0.5t每 年	2,500円	4,100円	5,700円	6,300円		
	軽自動車(車検有り)	1両につき 年	2,500円	3,300円	4,100円	4,400円	3月:10月~1月収入分	
	• 別途エコカー減和							
	・事業用は別税率							
	車検が2年又は3							
	※1 平成30年5月1日 除く)であって, 排 いる車両について	[制限なし] 平成20年度までは、道路に関						
	※2 平成32年度燃費	する費用に充てる						
	2. 自動車重量譲与税は、自動車重量税の収入額の1000分の407(平成21年度までは3分の1、平成14年度までは4分の1)に相当する額とし、市町村に対して譲与する。							
	1	与税の2分の1の をその面積であん			町村道の延	長で、他		

区	至 分 平成25年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
			千円	千円	千円	千円	千円
決	算	額	1,826,449	1,763,067	1,838,410	1,920,896	1,924,897